

## 船舶事故調査報告書

平成29年1月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者死亡
発生日時	平成28年4月27日 09時15分ごろ
発生場所	新潟県新潟港西区北方沖 新潟港西区第2西防波堤灯台から真方位351° 2.3海里（M） 付近 （概位 北緯38° 00.7′ 東経139° 04.1′）
事故の概要	プレジャーボート海昇丸は、釣り場を探索しながら旋回中、同乗者1人が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 海昇丸、5トン未満 271-29520新潟、個人所有 8.55m（Lr）×2.50m×0.92m、FRP ディーゼル機関、129.00kW、平成8年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年5月25日 免許証交付日 平成23年3月29日 （平成28年5月24日まで有効） 同乗者A <sub>1</sub> 男性 70歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者A <sub>1</sub> ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1m、海面水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A <sub>1</sub> ほか1人（以下「同乗者A <sub>2</sub> 」という。）を乗せ、平成28年4月27日06時00分ごろ、釣りをを行う目的で、新潟港西区北方沖に向けて信濃川の定係地を出航した。 本船は、最初の釣り場で約1時間釣りをを行い、釣り場を移動しようと南進した後、船長が、魚群探知機で釣り場の探索を行うこととした。

船長は、同乗者A<sub>1</sub>が、釣り場に到着した際にすぐに投錨することができるよう、本船の船首部に設けられたビークヘッドの両脇に設置された手すりを両手でつかんだ状態でビークヘッド上にしゃがんでいるのを視認した。(写真1参照)



写真1 ビークヘッド上にいた同乗者A<sub>1</sub>の姿勢

船長は、約6～7km/hの対地速力で本船を反時計回りに旋回させながら、魚群探知機の映像を見ていたところ、09時15分ごろ船首方から波浪を受けて船体が動揺した際、同乗者A<sub>2</sub>の叫び声が聞こえ、船首方を確認して同乗者A<sub>1</sub>がビークヘッド上にいないことに気づき、停船させた。

同乗者A<sub>2</sub>は、本船の右舷後方の海面上に浮いていた同乗者A<sub>1</sub>に向けて操舵室内に置いていた救命浮環を投げたが、同乗者A<sub>1</sub>は救命浮環をつかむことができなかった。

船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報するとともに、同乗者A<sub>2</sub>と共にボートフックで同乗者A<sub>1</sub>をたぐり寄せ、左舷船尾部に設置していた乗降用梯子<sup>はしご</sup>から引き揚げたが、意識がなかったので、心臓マッサージ、人工呼吸等の救命処置を施した。

同乗者A<sub>1</sub>は、来援した巡視艇から引き継いだ救急車で病院に搬送されたものの、12時35分に死亡が確認され、死因が溺水による窒息と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

#### その他の事項

船長は、同乗者A<sub>1</sub>と共に月に2回程度、新潟港沖で釣りを行っていた。

本船は、釣り場に到着した際、ビークヘッドから投錨作業を行っており、同乗者A<sub>1</sub>は、ふだんから、釣り場の探索中にビークヘッド上で待機していることが多かった。

同乗者A<sub>2</sub>は、本事故発生前、同乗者A<sub>1</sub>と共に前部甲板上にいたが、船首方から風を受けて寒くなったので後部甲板に移動する旨を同乗者A<sub>1</sub>に伝えた後、後部甲板の中央部に置いていたクーラーボックスに腰を掛け、操舵室前面の窓越しに船首部にいた同乗者A<sub>1</sub>の状況を見ながら釣り場に到着するのを待っていた。

同乗者A<sub>1</sub>は、シャツ、ズボン、ヤッケ、長靴及び帽子を着用して

	<p>いた。</p> <p>船長、同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>の死因は、溺水による窒息であった。</p> <p>本船は、新潟港西区北方沖において、釣り場の探索をしながら旋回中、同乗者A<sub>1</sub>がビークヘッド上にいたことから、船首方から波浪を受けて船体が動揺した際、落水したものと考えられる。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>がいたビークヘッドは、操舵室や後部甲板よりもピッチングによる船体動揺が大きい上、船首側に手すりがないことから、落水しやすい状態にあったものと考えられる。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、救命胴衣を着用していれば、溺水を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、新潟港西区北方沖において、釣り場の探索をしながら旋回中、同乗者A<sub>1</sub>がビークヘッド上にいたため、船首方から波浪を受けて船体が動揺した際、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪等により船体が動揺するおそれがある場合、船長は、同乗者を船体動揺が大きい船首部から移動させること。</li> <li>・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合、乗船者は救命胴衣を着用することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

